

平成19年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成19年6月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成19年6月15日 9時33分			議長	坂口久信
	閉会	平成19年6月15日 14時33分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	川下武則	出	9番	竹下武幸	出
	2番	見陣泰幸	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	8番	末次利男	9番	竹下武幸	10番	田口靖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	税務課長	桑原達彦		
	副町長	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	建設課長兼土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	収入役室長	坂本豊		
	総務課長	岡靖則	支所長	新宮義晃		
	企画商工課長	佐藤慎一	農業委員会事務局長	中島末博		
	財政課長	大串君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬勝芳		
	町民福祉課長	新宮善一郎	公民館長	寺田恵子		
健康増進課長	江口司	太良病院事務長	每原哲也			
環境水道課長	土井秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成19年6月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 報告第1号 平成18年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第42号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第43号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第45号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第46号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第47号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について

（追加日程）

- 日程第14 議案第48号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第49号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第16 意見書第1号 日豪E P A交渉に関する意見書の提出について
- 日程第17 意見書第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

---

午前9時33分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る3月の定例会で各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

## 日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）

### ○議長（坂口久信君）

日程第1．総務常任委員長の報告を求めます。

### ○総務常任委員長（末次利男君）

おはようございます。議長の命によりまして、平成19年3月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査の総務常任委員会の報告をいたします。

去る4月18日、長崎県雲仙市小浜町の公立新小浜病院を視察いたしました。雲仙普賢岳の懷に抱かれる風光明媚な海辺にある湯の町小浜の国立病院は、廃院予定から新たに生まれ変わった病院であります。平成15年、地方自治法の改正により、特定医療法人が管理者に指定されることが可能となったことから、法成立に先駆けたケースとして自治体、法人、双方に貴重な情報であります。廃院が決められていた国立病院の中でも特異な再生を遂げて、なおかつ従来考えられなかった手法によって改革、発展が進められました。

その中心となり、画期的な振興策を指導されたのが松藤寿和小浜町長でした。ほとんどの自治体病院が赤字経営で、地方公営企業法の全部適用を採用しても赤字体質を改善できないのはなぜか。実質的な地方財政の枠組みの中に経営が存在する以上、職員意識における給与ベースは一般会計投入であることが当然で、経営を自治体から分離しない限り、どんなに赤字でも病院はつぶれない。この意識を引きずったまま経営を引き受けることはできないというのが松藤町長の信念であり、自治体病院を民間である特定医療法人に管理委託されたモデルケースとして注目をされております。

平成12年9月、長崎県が小浜地区保健環境組合の規約変更を許可することで病院開設者となることが法律で認められ、平成13年1月、当組合は議員全員で国立小浜病院の譲渡申請を九州厚生局及び県と県議会に陳情され、松藤町長の精力的活動の結果、わずか1年足らずの期間を経た平成14年2月、国立病院等再編に伴う特別措置に関する法律に基づき、経営移譲に関する基本協定、譲渡契約が締結され、公立新小浜病院が平成14年3月1日開設されるに至っております。

ここで重要なポイントは、開設者から管理委託を受ける受託者をどのように選定するかであり、松藤町長はまず受託を希望する機関を募り、その結果、立候補した4機関に対し、病院経営上の赤字補てんはしない、また、職員は公務員ではなく、病院が経営する法人職員とするなどの条件を付した管理委託条件を提示し、説明を行った点であります。

病院管理者受託の選考過程につきましては、公募により国立小浜病院移譲を行う管理委託条件を提示し、特定医療法人の認可取得を条件に、医療法人三校会宮崎病院を選定されております。

管理者になるためには、一日も早く特定医療法人の認可取得が求められ、松藤町長は熱心

に財務省に足を運ばれ、異例とも言える平成12年6月に特定医療法人承認申請が認可され、公設民営のモデルケースとして、病床数102床、診療科目は内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科の9科目で、整形外科、放射線科の充実も予定されております。

公立新小浜病院の事業会計システムにつきましては、1つ、病院の管理運営を特定医療法人三校会に委託する。1つ、診療報酬及び負担金その他すべての収入は、組合病院会計へ医業収益、医業外収益として収入となる。1つ、組合は収入から必要な組合経費である人件費、物件費、利子償還金、減価償却費を差し引き、委託先である病院へ交付金として病院人件費実費額を委託料として支払う。1つ、資本的収入及び支出につきましては、一般会計から繰出金として交付金及び医師宿舍家賃、看護師宿舍家賃などを繰り入れて、起債元金償還に充てるとされております。

管理委託によるメリットは、次のように考えられます。

1点目、財政面につきましては、民間医療機関を経営する医療法人による運営なので、一般会計からの繰出金は必要最小限とされ、独立採算制を重視した経営ができる。

2点目、人事面においては、医師、看護師、検査技師等の確保は委託先である医療法人側が行われるため、心配の必要がない。

3点目、組織面においては、経営重視の体制になっており、組織肥大の心配がない。

4点目、医療機関のノウハウがあり、指示、対応が迅速であるなどが挙げられております。

一方、デメリットとして、民間医療機関であるため、不採算となれば撤退のおそれがある。以上が考えられるようであります。

町立太良病院も25億円の巨費を投じて建設され、昨年4月オープンから1年2カ月が経過をいたしました。町民は、地域の中核医療機関として、新たな機能の充実による期待と、経営に対する不安とで注目がなされております。自立するまちづくりを目指すため、安定した財源確保が望めない現状では、累積欠損金をこれ以上ふやして財政を圧迫し、住民に負担を強いる病院経営では、まちづくりそのものに支障を来すと思われれます。

新病院建設の意義は、患者をふやし、いま一度、企業会計の本旨に立ち返った健全経営だと思われれます。累積欠損金を確実に減らす健全経営、すなわち自治体病院の経営の理念として、適正な利益確保を掲げる必要性から、今後、地方公営企業法のあり方として、公設民営のモデルケースとしての大変参考になる研修でありました。

次に、5月18日、教育委員会との意見交換をいたしましたので、報告いたします。

去る2月27日、3月2日、委員会の調査研修を踏まえて、教育環境の充実について協議をいたしました。全国の自治体が波状時代と言われる中で、生き残りをかけて知恵と汗を出し合って、まちづくりの将来像を描いている今日、箱物がいかに財政負担と無駄となり、財政を悪化させているかが問われております。

本町においても、財政指標の数値を見ても、経常収支比率、公債費比率が年々増加の一途であります。学校施設については、大型改修費720,000千円、柔剣道場等整備99,000千円等々、過去10年間を見ても施設整備費などの教育予算に一般会計予算の10%、平成13年については14.5%の予算執行がなされております。

費用の増加と逆行して、児童・生徒数の推移については、町立4校、分校2校で、かつてのベビーブーム時代の約3,000人から現在では1,023人、10年後には約700人に減少する見込みであります。この傾向は全国的なもので、都市部においても整理統合が実施検討され、地域の実情に応じた跡地利用、空き教室対策が問題化している現状にあります。

本町においても、実情を踏まえた上ではとはいえ、施設整備は進行中であります。また、順次計画もなされております。一刻も早く、地域性を十分考慮しながら、児童・生徒の推移を見きわめた上で、学校施設の統廃合を含めた廃止等の議論が急がれると思います。

今回の意見交換の結果、プロジェクトを立ち上げ、一定の方向性を示すことになりました。執行部による早急な対応を要請いたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

## 日程第2 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第1号 平成18年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

明許繰り越しの計算書の報告があっていますが、上からですね、工事はいつ終わったのかを知らせてください。

○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まず、4ページの1、広域漁港整備事業でございますけれども、この中には2つの事業が入っております。竹崎の防波堤の先端取り除き工事、これは5月25日で完了いたしております。それから、交換ぐいを前ぐいの4本と後ろぐいの4本を計画しておりましたけれども、これは7月10日工期で今まだ継続中でございます。

それから、教育費の耐震業務の委託料でございますけれども、これは小学校、中学校分含めまして、先日の一般質問でもあっておりましたが、また、診断そのものは終わっておりますが、佐賀県の建築物耐震性能鑑定特別委員会の判定待ちというようなことで、8月末ぐらいまでには判定が出るであろうというようなことで、まだ判定のほうは受け取っておりませ

ん。

それから、災害復旧費の道路等災害復旧事業でございますけれども、これにつきましては1カ所、波瀬ノ浦の国道取り付けを繰り越しておったわけでございますが、6月30日工期でございますが、あと土坡の張りブロック分を残してほぼ終わっておりますが、まだ張りブロック分だけが残っているというような状況でございます。

それから、野崎漁港の防波堤でございますけれども、工期は8月10日というようなことになっておりましたが、一応現場のほうは終わっております。しかし、まだ書類的に完成しておりませんので、まだ完全ではございませんが、現場は終わっている状況でございます。

それから、道越の漁港海岸でございますけれども、これは既に工事はもう完了いたしております。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

10の教育費、小学校・中学校耐震診断業務委託料というようなことで、金額が小学校の場合が3,751千円、中学校の場合が5,095千円というふうになっておるようでございますが、このことにつきまして先週の土曜日でしたか、新聞報道によれば、耐震診断の実施率というのが全国的には89%なんだと。ところが、佐賀県の場合は66.6%だったと。非常に全国的に診断実施率というものが低かったというような報道がなされたわけですが、太良町の場合、これは3月の当初予算の段階で繰越明許の提案がなされておったわけですが、大体当初予算でやっておったのがこういうような、やっぱりやむを得ずこういう状況になったというのは大体どういう点にあるのか、その辺を説明願いたいと思うんですが。

#### ○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、全国的に耐震化率が低うございました。3月の折にも御答弁申し上げましたけれど、平成16、17年の折、県のほうから厳しく、耐震の数字のことで県内、事情聴取を受けておりました。それで平成18年度に、太良町内で10棟の耐震化率の耐震診断の対象棟数でございますけれど、4棟分を一応予算に上げさせてもらいました。

この金額につきましては、当初数字がわからなかったものですので、県のほうが県立学校におきましては実施しておりましたので、標準的3,000千円というようなことでお聞きしましたので、1棟当たり3,000千円の4棟分を計上させていただきました。それで、これは中期計画で、一遍には相当な金額なものですので、年次計画、3カ年間というようなことで計画をさせていただきまして、提案させていただいた状況でございます。

この3,000千円の積算でございますけれど、これにつきましては第2次診断、それから判定委員会とございますけれど、その後、金額がどういふふうに変動するか、各校舎によって違いがございますので、標準的に3,000千円というようなことで指示を県から受けましたの

で、当初そういった金額を上げていた状況でございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

私は、診断を受ける場合の業者の選定と申しますかね、その辺がどうなっているのか。診断の対象となるのを10棟というふうに説明があったわけですが、大体これは診断の基本として、昭和で言えば56年以前に建築をした小・中の建物というような基準内容になっているようでございますが、太良町の中には、それに該当しない小・中学校の建物というのは大体どのくらいあるのか。

それからもう1点は、私は、当初予算を組んで、そして小学校の場合は平均的に、3,000千円ですから1棟ぐらいは済ましたというような状況なんです、中学校の場合が5,095千円ですから、大体執行率と申しますか、15%ぐらしかいっとらんわけですよ。こういうような、業者の選定というような点にも若干の問題があるんじゃないかなろうかというような考えもあったわけですが。

しかし、一応診断は済んだけれども、建設課長の説明によれば、県の鑑定委員会の結論待ちをしているというような状況で、前回の新聞報道には、太良町と基山町と上峰町と大町町、4つの町だけがまだゼロで、白石町とか、あるいはその他の多久市とか鳥栖市、こういったところは100%の状況になっておるといような説明内容だったものですから、私はこれは太良町としても、とりあえずそういう状況であれば、やっぱり前向きで早急に取り組むべきではなかろうかというような考えがするものですから、その辺の状況がどうなっているのか。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

対象外は、学校におきましては大浦小学校の体育館が対象外でございます。昭和56年以降の分でございます。あとの分が対象というようなことでございます。

それから、多良小学校にあります体育館がですね、これが何と申しますか、非常に健全と申しますか、そういった報告を受けております。その分につきまして幾分金額が少ないというようなことでお聞きしております。

この入札につきましては、設計工事関係からは毎年でございますけれど、その業務に精通されております建設課のほうに委託しております。この分につきましては、全部まとめて入札をしてもらっておりますので、安くなったという経緯でございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、診断の基準から外れていいというのは、今の説明では大浦の何ですか、去年おとしやった武道館ですか。それと、私は、そこの多良の小・中体育館ね、これは私がちょうどその時分に、その当時PTA関係をしておったものですから、よく記憶に残っておるわけですが、あの体育館の設計変更かれこれ、下を駐車場にというような設計変更をした経緯がありますが、58年ですよ、あれは。58年、多分できておると思うんですから、これも対象外じ

やなかろうかというふうに思うんですが、その辺は確認してもらいたいと思います。

それからもう1点は、大体3月の段階では財源内容の提示はなかったわけですよ。こういうような、全部これは一般財源でやるというふうにやっておったものが、今回こういうような予算内容になってきていると。私は、これはいつ財源の組み替えをしたんだろうかというふうに思うんですが、これはどういうふうになっておりますか。

そして、もう1つは、19年度の予算内容を見てもみますと、大体、小学校の場合が国、県の支出金が1,726千円、中学校が1,674千円というような状況で、若干の違いがあると。それで、大体28%から29%ぐらいの内容になっていると。こういう違いがどうして起こるのか。私は、当然、この繰越明許を出すときには、こういった財源内容というものも変更してはいかないというふうな考えが念頭にあるものですから、その辺どうなっているのか。

#### ○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

多良小学校のほうにあります体育館の完成は、昭和53年でございます。（発言する者あり）昭和53年の完成でございます。（発言する者あり）済みません、昭和56年3月でございます、昭和56年の6月以降が新基準法でございます。一応そういった状況でございます。

それから、財源につきましては、当初一般財源ですべて組んでもらってございましたけど、平成18年の3月ごろかと思いますが、国土交通省のほうから、これにつきましては補助の対象にいたしますという通知が参りましたので、当初の予算に計上できなかったわけでございます。

それで、国も相当業務が多くて、また改正の折でございましたので、昨年終りごろですか、大体ある程度の補助率といいますか、補助金額が決まりまして、これにつきましても限度額等の単価がございましたので、遅くなったわけでございます。そういったことで、3月に補正をさせていただきまして財源組み替えをいたしました。約3分の1ぐらいの補助金になるかと思っております。限度額の都合上、ぴしゃっとはいきませんが、約3分の1でございます。

#### ○16番（中溝忠喜君）

補助率というのは、大体18年の当初から当然、国のこういう耐震性の偽装問題が発覚して、国としても国会の舞台でも、これは補助を出してやらせんばいかんというようなことは十分前提に立たされておったわけですから、私はその当時、平成18年の段階でも、これは財源内容として出てくるべきと思っておったわけですよ。ところが、出てきていないというのは、事務局としてそういったところを棚上げしておったんじゃないかという、そういうようなことに対して余り関心がなかったんじゃないかというふうな気がするんですがね。当然、以前からそのことは言われておったわけですよ。

それで、これが繰越明許費の問題になれば、法的に、そういうような財源はあったにして



も、現金で、しかも、そのまま財政内容として繰り越さなければならないというのが大体の法の建前なんですので、こういったことの議会のそういう、議会の場でのそういった機会はなくして、今回計算書の中に出たものですから、こういったことができるのかどうかということも非常に疑問に思っているわけですよ。やっぱり法的な一つのあり方として、私はびしっとすべき問題だというふうに思うものですから、その辺についてどういうふうに考えられるのか。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

先ほど申しましたように、通知が新年度予算作成時点ではまだ来ておりませんでした。国土交通省の補助があるというような通知が遅くなりましたので、当初の予算に計上できなかったわけでございます。

もう1点、今議員が言われます補助金はありましたけれど、これを利用した場合には、必ず3カ年のうちに工事を実施しなければならないという規制があったものですので、こちらのほうは使わずに、国土交通省のほうで対応させていただいた状況でございます。

**○3番（浜崎敏彦君）**

広域漁港改修事業、先ほど説明をいただいたんですが、竹崎は5月25日で完了。道越のほうは、くい打ちですかね、それが7月10日で現在工事中という答弁だったと思うんですが、耐力時の件で、設計変更が生じているというような話を伺ったんですが、その辺どうなんですかね。

4月ぐらいですか、施工を始めたら長さが変更になったというような話を伺ったんですが、その辺の説明、わかればお願いします。

**○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）**

お答えいたします。

広域漁港整備事業関係での道越の2号防波堤の件じゃないかと思います。それについては、当初地質調査もして、交換ぐいの長さまで設計されて工事施工をやっていたわけですがけれども、下のここで支持力を得るだろうというところで、計画しておったところまで行っても支持力を得なかったといったことで、県と協議して試験ぐいを打った結果、やはりもう少し下のほうまで打ち込んでいかんと支持力を得ないという結果になったわけです。

それで今、県のほうと協議をして、変更の申請手続きをやっております。そして、その交換ぐいについても、ちょっと長さが長くなっていくというような状況でございまして、今どのくらいというのは、まだこっちのほうにいただいておりますので、詳しくはわかっておりません。しかし、今議員言われるように、当初からすれば、ちょっと支持力が不足したというようなことで、交換ぐいの長さを変更しているというような状況でございます。

以上です。

**○3番（浜崎敏彦君）**

その辺から、完了時期が7月10日ぐらいという答弁がされたものですから、設計変更で何メートルというのが、まあ設計中ということですので、工期が大体8月までぐらいしかノリ  
の関係でできないですもんね。それで、今年度の8月ぐらいまでに完了するのかというのが  
気になった点と、そうなった場合に、費用が出た場合に受益者負担がございますね。それも  
同時に発生するという解釈の仕方になるんですか。その2点お願いします。

**○建設課長兼土地改良課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

まず後段の質問ですけれども、確かに事業費が上がれば、受益者分が4%ありますので若  
干、その4%分に相当する、事業費に相当する分もふえていくと。

それから、7月10日の工期でやっておりますけれども、これ多分8月——9月になれば、  
ノリ  
の関係で工事ができないというような状況になってきますので、繰り越しておる関係で、  
それまでには、7月10日にはちょっと完了せんにしても、再度交付金を交付いたしまして、  
8月ぐらいにはこの繰り越した分については完了するように努力をしていきたいというふう  
なことで考えております。

以上です。

**○8番（末次利男君）**

4の1ですかね。教育費について質問いたします。

先ほど中溝議員からの質問ですけれども、耐震診断業務委託料、それぞれ小学校、中学校  
上がっておりますが、今回、10棟分の4棟という話が答弁の中でありましたけれども、建設  
当時の耐震基準はどれくらいだったのか、現在の耐震基準はどうか。当然これは耐震基  
準というのは、恐らく基準が違うはずですからですね。だから、それを踏まえて耐震診断の  
業務の内容、この診断の業務はどういう内容になっているのか、ここをちょっと教えてくだ  
さい。基準の違いと業務の内容。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

私、ちょっと建築関係のほうには精通しておりませんので、詳しい基準というのはちょっ  
と把握しておりませんが、柱、はり、そういったところが縦揺れ、横揺れというような  
ことで、もてるか、もてないかという計算をされるとお聞きしております。済みません。

**○建設課長兼土地改良課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

ちょっと業務内容につきまして、今ここに設計書を持ち合わせておりませんので、後だっ  
て設計内容をですね、業務の設計内容については後だって報告させていただきたいと思いま  
す。済みません。

**○町長（岩島正昭君）**

基準といいますか、これは皆さんたちも御存じのとおり、阪神・淡路大震災がああいうふうな地震で倒壊したということで、昭和56年以前の建築基準法を今回改正しておるわけですよ、昭和57年度で、建築基準法が改正されて、その以前の分については耐震診断を受けなさいということで、内容的にはそういうふうな、平米当たりの鉄筋の本数とか、もろもろの内容等がございますけれども、その建築基準法の改正に伴う診断事業ということでございます。

**○8番（末次利男君）**

それはわかるわけですよ。建築基準法が変わっておるわけですから、当然、現在の耐震強度には合わない建物だということはわかるわけですよ。診断はせじでんわかるわけですよ、基準が変わっておるわけですから。だから、業務内容がですね、次に来るのは設計委託、工事委託ですよ。そいけん、業務内容がですね、ここをこうしなさいという業務内容であれば、設計委託あたりもあれかもしれんばってん、国が言われるんだから。

もちろん、それは国から言われて、当然せんばいかんという条件のもとにやっておられるということはわかるんですけども、やっぱり業務内容がですね、ただ悪いですよというぐらいのね、基準が違いますよじゃ、向こうはわかっておるわけですから。当然工事ばせんばなんわけでしょうが、はっきり基準が違うということですから、建設当時の基準と。今改正された基準というのは、やっぱり数値が高い。マグニチュードで幾らじゃいろ、6か7かに耐えんばいかんという基準が上がっておるはずですよ。だから、そこを、業務内容がどうなのかということが一つのポイントになってくるんじゃないかと思っておりますのでですね。

結局、国から言われて、県から言われてという、ほとんどがそう、夕張の破綻もそうですよ。国からおどされて、産炭地振興法って何じゃい要らんものをつくれつくれと言われて、つくったあげくの三八。そういうことですから、やっぱりこの辺をしっかりと抑えながら、これは基準は基準ですから、やむを得んと思っておりますけれども、基準は当然違っているんだという前提で、どう業務内容をやっていくのか。その辺ですよ、問題は。そういうことをしっかりと抑えていただきたいと思っております。

**○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）**

先ほどの業務内容でございますけれども、耐震診断業務委託要領というのがございまして、まず耐震診断の中で、先ほど町長申しておりましたが、鉄筋コンクリートづくり、コンクリート採取をしたり、それから強度試験、これは原則として1棟当たりに各階3カ所ずつと、それからコンクリートの中酸化試験、これは強度試験用の最終コアを流用していくと。それから、配筋調査、柱間の各階の3カ所、壁の各階1カ所。それから、鉄骨につきましては部材寸法の調査、柱脚と申しますか、柱の調査、原則として、これも棟別に3カ所。それから、はり接合部の調査、これも棟別に3カ所。それから、筋交い接合部の調査、これも棟別に3カ所。

こういったことで、多良小・中学校体育館はRCであるために、上記に基づく両方の調査を行うというふうなことにして、そういった調査の業務委託要領をつくりまして、それに基づいて調査をしていただいていると。それから、その結果を受けて、また2次診断業務もやっていくというような内容に、簡単に申せばそういう内容になっております。そういうことで、内容を細かく言えとなれば、やっぱり設計書を持ってきて、おのおの説明しないと、ちょっとここでは設計書を持ってきておりませんので。

以上です。

#### ○8番（末次利男君）

それは十分わかるわけですよ。当然、当時の建設基準に基づいた基準でつくってあって、現在では基準が上がったということですから、幾ら強度を計算しても、配筋調査をしても、それは強度のなかはずですよ。はっきりしておるはずですよ。調査をしてもですね。そぎやんでしょうが。当然、基準が一緒なら、老朽化して強度が下がっておるよということであれば、それはわかるわけですが、基準が違っている。ここでつくったとを、ここに基準が引き上げられておるんだから、当然なかとははっきりしておるですよ。そういうことをちょっと指摘をしようとしたとですけどもね。だから、やっぱりせんばとかにやて。結局、強度はないんだから。当然、工事はせんばわけでしょう、耐震強度補強工事をですね。これをするための準備と思うんですけどね。やっぱり、せんばいかんとかないということですよ。

#### ○町長（岩島正昭君）

確かに、データ等は100%は出んと思います。その補強方法が、その診断結果がどういふふうなことになるか。例えば、その診断結果で、これは筋交いをつけて、例えば、教室の真ん中に柱をもう1本つけんばかもわからんです。そういうふうなことで、窓側に筋交いでコンクリートで鉄筋で巻いたりなんかしても、後でそういうふうな効果が利用されるつかというとも出てくると思います。

さっきの議員の報告の中でもありましたとおりに、将来的には児童・生徒数も減るということで、それだけの金を投じて、その校舎を補強せにやいけんか、もろもろの話題が出てくると思いますけれども、それは1次診断、2次診断——1次診断には、このくらいについてはまだ震度、当分の間は大丈夫ですよと、すぐにでも取り壊したり補強をせんばらんとについては、これは2次診断でございますから、その結果で校舎の将来的な補強方法等々をまた、言われたけん全部じゃなくして、将来的なそこら辺の計画も考えながら補強工事には当たりたいと、かように思っております。

以上でございます。

#### ○15番（田崎 誓君）

今の4-1ですが、小・中学校の——これは報告でございますので、3月議会で一応議決はしておるわけですから、議案じゃございませんからいかがなもんかと思いますが、この資

料を見ると、一般財源から約60,000千円、これやっておるわけですが、1回耐震強度をやったら何年もつのか。大浦小学校はまだやっていないというような、ただいまの説明でございますが。

それからもう1つは、この60,000千円、一般財源から60,000千円出すわけですから、いや、小学校が2,519千円……（発言する者あり）一般財源から6,000千円。だから、1回耐震強度したら何年もつかということ。それからもう1つは、次はもうせんでいいのかどうかということ。

それから、この6,000千円という金の財源をですね、こういう厳しい折柄ですから、一度に出さなきゃいかんのか、それともこれを何回か分けていかにゃいかんのか、その辺はどういうふうになるのか、とにかくそういうのを御説明をまずいただきたいと思います。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

答弁いたします。

この一般財源の金額は、一括で単年度で支出でございます。

それから、工事につきましては何年もつかとか、そういった御質問かと思えますけど、ちょっと今、判定委員会の結果があっておりませんので、私のほうは今把握しておりません。

**○15番（田崎 誓君）**

それじゃ、大浦中学校はこの耐震強度はしていないというじゃけど、それじゃ、今度はいつその規定をせにゃでけんようになるわけ、法的に。それはわからんの。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

答弁いたします。

鉄筋コンクリートの耐用年数は60年となっておりますので、あとの残存期間かとは思っております。済みません。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

報告第1号 平成18年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

**日程第3 議案第37号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第3．議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

**○14番（木下繁義君）**

ちょっとこの件でお尋ねしてみたいと思いますが、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬の改正ということで、この改正について、投票所の投票立会人の期日前投票所の投票立会人の、結局、この法の改正が19年の3月31日と。しかし、町のほうでは4月1日から施行するというようなことで、日にちが1日違うわけですが、この告示の立会人の内容として、1日違いで100円しか違わんとですけど、そういった立会人の変更は太良町であったか、その辺をちょっとお尋ねします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

立会人の変更はあったかというのは、変更はあっておりませんが、今回4月1日から実施したのは、3月31日に公布されたわけなんですけれども、ちょうど知事、県議選の選挙がございました。3月31日のほうについてはもとの金額で、4月1日からは新たな新しい報酬で支出を現状でいたしております。そのときに立会人は変更になったかというのは、変更になっておりませんが、金額的には改正をして実施しております。

以上です。

**○14番（木下繁義君）**

はい、わかりました。

これは県下統一的な状況ですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

県下統一的な金額で、これは国の基準の金額がこういうふうになっておりますので、これに合わせた改正でございます。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、この案件は3月の議会に出したばかりよ。それが今回また、金額的には100円ばってんが、今回また出さなければならないというのはどういう背景があるのかと。

これは、提案理由の説明では、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律がという前提に立ってやってあるわけです。ところが、3月議会でちょうどこの改正はやったわけです。やっぱり所管長の指示のもとに、全国的にこういった報酬の改正がなされておると思うわけ。わずか3カ月もたたんうちやると、これは国会議員の選挙だけに限ってというとならば話はわかるわけ。そうじゃなかっでしょうが。そしたら、なぜ3月

議会にもこの改正をやったのかと、その辺の整合性はどうなっているのか。私は本当、3カ月前にやったことをまた繰り返すと、いかにも不見識な条例の取り扱いじゃないかというような考えに立つもんですから、その辺、疑問に思わんね、担当課長として。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

3月の議会では、選挙関係の経費の報酬については改正を行っておりません。そのときは、改定はしないということでしておりました。ただ、今回こういうふうな国会議員の選挙、これは参議院議員選挙に合わせて今回改正がっております。で、今回はこういうふうに国会で通りましたので、結果的には4月1日から施行するというようにしております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

#### 日程第4 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

## 日程第5 議案第39号

### ○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。  
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

### ○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

## 日程第6 議案第40号

### ○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

### ○11番（岩島 好君）

22ページ、企画財政管理費の中の工事費の減額ばしてあつとですけども、これは3月議会ではできなかったのか、そのできなかった理由を教えてください。

それからもう1点は、26ページの総合福祉保健センター管理費、これの補正は需用費とか、いろいろ補正をしてありますが、これは3月でも補正をしていますね。その時点ですて、また残ったけんて専決ですと。専決というのはそがん簡単なもんじゃないというのをちょっと考えてもらわんばいかんわけですよ。

それから、農林水産関係で28ページですけども、カキの養殖事業の補助金。これもあれだけ騒動をしょって、3月の時点ですてよ、カキの養殖のいかだつくりかれこれについては、3月31日以降に補助金の額の決定するということはあるんと私は思うんです。それを専決ですと。何で3月議会にかけられんやつたのか、その辺をびしとと答弁を願います。

### ○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

22ページの工事請負費の入札執行残の件ですけども、既に御存じのとおり、道の駅太良の漁師の館の前の舗装工事でございます。それと、たらふく館と活性化センターの裏のマキ



の木の移植工事の分の執行残でございます、これについては基本的に、マキの木の移植については時期的な、移植時期については年を明けてからが適当だろうというあれをもらっておりました。

ただ、舗装工事については、我々のほうとしては一応5月か6月、工事の平準化ということで常に指示されておまして、起案自体はしておりましたけれども、当時の町長から漁師の館の件ということでちょっとストップがかかっておまして、一応8月28日やったですか、議員全員協議会の中で協議をされて、その後、早急に建設課のほうにも委託したわけですが、基本的に年明けというふうな形になりましたものですから、最終的に契約日が、移植工事についても舗装工事についても2月26日で契約をしているという状況でございましたので、どうしても3月の補正には出すことができなかつたということでもあります。

#### ○農林水産課長（高田由夫君）

28ページのカキ養殖の減額の2,000千円が専決になった理由でございますけれども、これは3月の補正段階で4基のいかだをつくっているというようなことで話を、申請等を準備しておりました。ただ、申請書自体は3月の補正予算を提出する時期のときに確定するような、1月の町長の選挙とか、いろいろな面もございまして、その申請書をとる段階と決裁の関係で、3月の補正計上までに、予算計上までに間に合わなかつたということで専決をお願いした次第でございます。

#### ○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

26ページ、総合福祉保健センター管理費の需用費等の専決補正でございます。3月の補正で精算見込みを立てておりましたが、それでもなお不用額等が生じていましたので、不用額を最小限少なくするというようなことで、今回専決をさせていただきました。

以上です。

#### ○11番（岩島 好君）

今、新宮課長も言いよつですが、3月補正したぎ、よんにゆう残つたということじゃんね、あなたが今言いよつと。3月補正をする時点で、これだけ要ろうと思うて予算ば組んどいて、残つたら不用額、残つてよかつじゃなかつですか。逆にね、何でんかんでん決算見込みのごと専決で処分せんばらんということ自体がさ、専決処分というのはそが簡単なものじゃなかつと思うんですよ。これはやむを得ず、これだけは今回専決ばせんぎしよんなかというだけだけが専決処分と私は思いますよ。

決算のごと、補正予算のごと、何でんかんでんひよんひよんひよんでやって、専決ですよと言うとはおかしかつと思うんですよ。やっぱり考え方が、その辺をまちつとびしつとしてもらわんと。例えば、需用費が5千円残つたけん専決で処分しますよ、そがんとは不用額でしてよかつじゃなかつですか。それがいかんということはなかでしょうもん。見込み違いと

というのはあつとやっけんが。しかし、見込み違いじゃったけん、今度専決で補正で落としておりますよて、そが簡単ない方ばしてもらおうとに、ちょっと私は抵抗があります。その辺はどがん考えますか、副町長。

**○副町長（木下慶猛君）**

今、議員のおっしゃるとおりでございます。

まず、専決というのは、今言うように、議会の臨時議会とかなんか、議会を開くいとまがない場合の条件でございますので、ただ財政のほうから、こういう専決をするからということと文書が流れてきたもんですから、それぞれの課長たち、自分の守備範囲を再度検討されてきたんだと記憶いたしておりますけれども、今専決する事項というのは議員おっしゃるとおりでございますので、今後はそういうことで指導したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○15番（田崎 誓君）**

23ページの、町長・町議会議員選挙費4,236千円出しておるわけですが、実は、私は議会運営委員会におきまして、そして、この議員の7月17日に町議会の選挙があります。告示があります。そういうことで、まずこの選挙に対して、そして総括責任者を全部書き出さにかん義務があります。そういうことで、とにかく囑託員、区長さんはふさわしくない、私は5回選挙の説明会に行きましたときに、区長はふさわしくないというようなことをずうっと聞いております。

そういうことで、議会運営委員会でも言うたわけですが、それを出したわけですが、本会議でございますので、ここで通じて、そして囑託員、区長さんはいかかなもんかということをお尋ねしたわけですが、その答えとして聞いたのかどうか。これは大体、そういうふうな囑託員はふさわしくないというだけでは私は納得いかないと、そういうように思います。それで、いいならいい、悪いなら悪いという答えをはっきりしていただきたいと。それから、公職についた人は、これは絶対法的にできないわけですから、だから、その辺は選管に聞いていただいたのかどうか、それをまずお答えしていただきたいと、かように思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

せんだっての議会運営委員会でもそういう話が出ましたので、うちのほうも懸案理由ということで県の選挙管理委員会のほうに今お尋ねをしております。まだ回答が返ってきておりませんので、それが返ってきた段階でうちの選挙管理委員会でもお話を、22日の説明会までには何らかの回答を出したいと思っております。

**○9番（竹下武幸君）**

19ページ、財産収入の土地売り払いの収入として4,366千円、この場所と面積、単価をお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

場所につきましては、糸岐橋のところの道路の拡幅というか、そのところと、あと用途廃止の法定外の公共物の売り払いが若干ありますので、その分が1件。面積は合わせて221.45平米、すべて合わせて平均の単価ということで見ますと、19,716円となっております。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

糸岐橋は、それは国ですね、国道。それから、もういっちょんとかようわからんとですけど、もう少し丁寧にお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

今、漁協のほうでスタンドを建設されておりますけど、そこの前の町有地の売り払いと、もう1つ、用途廃止の法定外の分については、面積が4.34平米ということで、ちょっと水路ですけれども、個人さんのほうに売り払いをいたしております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

26ページ、この総合福祉保健センター、これの件でお尋ねしますが、大体これは3月の議会において、4月1日から全部、社会福祉協議会に委託するというようなことになっておるわけですが、私が1つ気になることは、今まで泉源開発をやって、約1億円の金を投じて温泉を掘っておるわけですよ。そういうことで、これをいまだに放棄しておる。だから、1億円も投じて、それをやっておきながら、これを今後どうするのか。そのままずっと放棄するのか、それとも何とか、その1億円の金を投じて、これは皆さんの町民の税金ですから、だから、その温泉をですね。町民から聞かれるんですよ、あれはどうなったんですかと。

だから、これを何とか、濃度の関係もあるでしょう。だから、そういうことでノリに障害を与えるならば、やっぱりそれを、1億円の金はやっぱり生かすべきだと、こういうふうにするわけでありまして、私は。だから、今後の対策として、この泉源開発をやった温泉をどういうふうにするのか。トップであられる町長、率直に、ここではっきり言えといっても、それはなかなか難しいという考えもあろうかと思えます。そういう観点からですね。

けど、町民に対して何とか、その温泉を利用したいという気持ちは議員には全部あると思えます。それから、そういうふうにはトップに立った町長初め三役も、その責任もあろうかと思えます。そういう観点から、これをやっぱり何とか考えにやいかんと、今後の対策としてですね。だから、この点について町長はどういうお考えを持っておられるのでしょうか、まずここで、ぴしゃっとした答弁はできないかもしれませんが、今後の構想はこういうふうにご考えておりますという、そういうような思いを聞かせていただきたいと、かように思います。

**○町長（岩島正昭君）**

しおさい館の横のボーリングした、1,500メートル掘削で掘っておりますけれども、あれは冷泉でございます。自噴がもう終わっておると思っただ、何日前やったですか、また夕方、自噴をしております。で、11年度からやったですかね、掘削したとは。あれが海に放流しよつということですが、ノリとか海産被害には、今のところ苦情もありませんし、被害はないということでは思っております。

何らかの形で利用をでけんかということではいろいろ検討はしておりますけれども、とりあえず今のしおさい館にあの温泉水をドッキング、いわゆる配管をつなぐということは当然これはできません。というのは、そういうふうな鉄分がありますから、配管自体がそれに耐える資材じゃございません。

あとは何をやるかということをやちょっと試行錯誤やっているわけですが、とりあえずあそこに水槽をつくって、足湯ですか、夏場だけでも利用できるような、そういうふうな簡単な施設を、補助事業等があれば模索して、足湯等もできたらいいなというふうなことで、スポーツとかなんとか、野球とか夏場にしんさった人はそこで足どん洗うたい、体どんふいたりしてよかごたっ簡単な、大規模じゃなくして小規模な足湯をつくれればどうかなという考えはございます。今の時点でですね。

あとは、そこら付近を成分検査をして、そういうふうな、今、人間も鉄分が不足しておるという状況ですから、人体自体がね。それを飲料水に利用されるかどうかは、それは専門的に頼んでみて、それが飲み水にでもできると、可能であれば、そこら付近を町民の方にもまた、販売等もしてもよかもんじゃいということで考えはしております。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

今、町長の答弁で、足湯でもというようなことをおっしゃられたわけですが、今テレビでずうっと私、見ておったら、足湯温泉というのはいっぱいあるんですよ。いろんなところにあります、足湯というのが。そして、そこに足湯、わざわざつかりに行く人もおるんですよ。そういうことで、もし大規模でやっとなれば、もしやるとすれば、例えば、屋根をつけたり、なんたりするというのは、もう一回お尋ねしますが、そういうふうな県とか国の補助体制はあるわけですか、ないわけですか。

**○町長（岩島正昭君）**

私自体は、大規模にやるという考えはございません。簡単にブロックで水槽のごとつくって、まず屋根かけぐらいをしてみて、それから好評であれば補助事業、それから模索するというので、足湯といっても冷泉ですから、正式にすれば沸かしたり何かせんばらんですけんね、それは相当な施設投資もせにゃいかんと。だから、夏場だけでも利用できるような冷泉を、湯ではないですが、若干は、ぬるま湯ぐらいはあつですけんね。まずそういう

ふうで利用、せっかくの温泉水ですから、利用できればということで今模索をしている状況でございます。

**○15番（田崎 誓君）**

それじゃ、今現在で冷泉と言われるけど何度あるわけですか、その度数がですよ。一番最初は、温度が高くて手もつけられんというようなことやったわけですが、今現在で何度。それは調べられていますか。

**○町長（岩島正昭君）**

大体温泉の基準が、温泉というのは25度が温泉で、それ以下が冷泉ですから。温度は、担当課長からお答えします。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

温度としましては、3月ごろでしたか、3月のデータでは10度です。

ちなみに、鉄分につきましては1.8でございます。

**○3番（浜崎敏彦君）**

20ページの建物災害共済の3,353千円ですか、この内容説明、その1点質問いたします。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

この建物災害共済3,353千円の補正でございますけれども、台風13号の関係で町の施設、12施設が被害をこうむっております。それとあと落雷がございまして、3施設被害をこうむっております。合わせて3,353千円の共済金が参っているということでございます。それで、台風13号につきましては、被害額の50%、半分ですね、半分が共済金としておりてきております。それで、落雷につきましては100%ということで共済金が参っております。

以上です。

**○3番（浜崎敏彦君）**

そしたら、この分に関してはもうすべて終了はしているということですか。

なぜ聞くかといったら、共済がおりのまでえらい長く期間がかかったなという感じがしたもんですから。昨年9月だったら、大体官庁関係は9月が決算ということはわかっておるはずなんですよね。どこの共済なのか私はわからないんですが、緊急な台風災害のような場合は緊急に対応していただけるもんじゃないかなという感じがするもんですから、その辺の。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

台風災害につきましては9月ということで、ちょっと長くなりましたけれども、一部施設について工事ができなくて工事費が確定できないということで、こういうふうに3月に共済金が参っておりますので、それで確定したもんですから、ちょっと今回専決で補正をしたと

いうことでございます。

以上です。

**○3番（浜崎敏彦君）**

その工事費が確定できなかったというのは、どこですか。

**○財政課長（大串君義君）**

しおさい館で、ちょっとユニック車か何かを使って工事をせんといかんということで、そのユニック車の手配がちょっとできなかったというか、そういうことを聞いております。

以上です。

**○5番（久保繁幸君）**

さっきの26ページの温泉の関連なんですけど、まずお尋ねいたしますが、当初からの成分の変化はどのようになっておりましたか。平成11年からと思うんですが、今8年たちますよね。

私どものところの場合を、温泉のことを言いますと、成分が大分違ってきております。また、自噴率も今なくなっております。だから、平素私たちが出しておるのは、毎分幾らというふうな、今水中ポンプで揚げておりますが、そういうふうな揚げ方とした場合と、また、黙って今までして、町長がさっき申されましたが、自噴をしておると。だから、その成分とか自噴率とか、どういうふうな変化をしているのか、お尋ねしたいんですが。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えします。

手元に今データがございませんが、当初からいたしますと、鉄分については大分減っております。それから、温泉成分につきましては単純泉というようなことで、その調査機関のほうは、なかなかいい温泉という御回答をいただいております。

**○5番（久保繁幸君）**

そしたらば、自噴率、自噴の力ですね。当初からしますと、当初は大分強かったと思います。私どものところも当初は70メートルぐらい吹き出しましたので。だから、自噴率も低くなってきた現在、もうちょっとそれに継ぎ足してやって、出してやっていけば、そこに水中ポンプでも何でも結構なんですけど、多分成分は変わってくると思います。だから、その辺の研究も必要じゃないかと思っておりますので、その自噴率と成分等と変化を後で教えていただければと思いますが。

**○9番（竹下武幸君）**

さっきの浜崎議員の質問の続きですけど、災害の共済は工事ばせんぎ見積もりできんというのは、これは被害に対しての額の50%というようなことだと思いますので、ユニックが入らんけん、工事がでけんけんおくれたというのは、何か違うじゃないかと思うんですけど、どうですか。

**○財政課長（大串君義君）**

共済金の請求の基礎となります分については、工事をした契約額の50%というようなことになっておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

**○9番（竹下武幸君）**

いや、私たちの家の台風の被害はそうでないと思うんですけどね。修理をするか、せんかは別として、被害については共済が来るという認識ですけど、工事しないと来んということですか。その工事の見積もりですか、工事を終了せんば来んということですか。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

通常なら再建築というようなことで、再建築にかかる分の大体幾らということで共済が来ると思うんですけども、この共済については、はっきりした額を出していただいでということで、写真等も添付しながらするようになっております。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

14ページの地方譲与税関係なんですけど、これには所得譲与、それから自動車重量、それから地方道路というふうに3つに分かれておりますが、この内容を見てみますと、所得譲与の中には前年度対比、18年度が66,272千円というようなことで、今まではここ3年間、17年度が39,000千円なんです。それから、16年度が18,000千円というふうに非常に低かったのが今回上がったと。町としては非常に喜ばしいことなんですけど、いろいろなことはないわけですが、これは積算の内容が変わったのか、27,000千円の68%の増になっているというような内容になっておるもんですから、これが1点ですね。

それから、自動車の重量関係のほうは、むしろことしが一番、この3カ年間のうちで下がっていると。ことしは58,000千円、16年度は68,000千円、それから17年度が65,000千円というふうに非常に高かったわけなんです。これが今回に限っては非常に下がりつつあると。

それからもう1つは、これは地方道路関係なんですけど、これも前年度対比、非常に下がってきているというような状況になっておるもんですから、これは積算の基本としては、内容としては、地方道路関係は道路の幅員、あるいは道路の延長というようなことが土台になっているので、余り変わりはないんじゃないかならうかというふうに思うんですけど、しかし、こういうような傾向になったというのは、積算内容の配分率というのが大きく変わってきたのかどうなのか、この辺の確認が1つですね、どういうふうになっているのか説明願ひたいと思ひます。

**○税務課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

所得譲与税の剰余金の18年度の増額につきましては、18年度の当初予算の折に御質問いただいで御答弁を差し上げたと思ひますけれども、三位一体の改革で税源移譲に絡みまして、

国が3カ年にわたって税源移譲ということで、補助金の削減をする分を税源移譲してきたわけですが、3カ年にわたってその補助金の削減額がふえてきたと。最終的に税源移譲の金額、3兆円やったですかね、3兆円をずっと、均等じゃなくて、だんだんふやしてきてトータルで3兆円にしたということで、それで18年度が17年度の倍ということに計算上なっていて、その分がふえたということでございます。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

それから、19ページ、さっきの質疑の中で、不動産売払収入が4,366千円というふうに計上をなされておりますが、これは担当課長の話では、糸岐橋の横のスタンド前の用地あたりの説明があっただけですが、これのやっぱり工事着工にかかる計画がなされたというのは、もう以前からしているわけですから、これは3月議会にも間に合っているんじゃないかなというふうに思うわけですが、今回のこういうふうな手続になされたというのは、どういう背景があっているのか、これが1点ですね。

もう1つは、34ページ。34ページの地方債の調書内容を見ますと、18年末で4,820,473千円と、前年度が17年度の末が4,894,000千円というようなことで、ようやくこの残高が下がってきたというような一つの転機を迎えておるものですから、この中に臨時財政対策債というのが相当あるわけですので、大体残った18年末の起債残高というのがどのくらいになっているのか、参考のために確認をしたいというふうに思います。

それからもう1つは、交付税関係の15ページ。15ページに、今回の決定で2,047,728千円というふうに確定がなされておりますが、前年度とすれば15,000千円ばかり減額になっているというような状況になっているものですから、私、臨時財政対策債の還付額を引いたら、これは相当な交付税の減額になってくるんじゃないかなというふうに思うものですから、これを含めて大体見てみますと、平成12年度が大体25億円あったんですよ。ところが、18年度が2,047,728千円というふうに約480,000千円ばかりの減額になっておるものですから。それで、臨時対策債の還付償還のこれを引いたら相当、今後は交付税の減額というような内容になってくるんじゃないかなというふうに思うんですから。

12年から18年にかけて交付税の推移を見ますと、生かさず殺さずというようなですね、そういうような状況になって、16年度が一番少額で、20億円を切って1,993,000千円というようなことで、17年度が若干上がって、ずうっと降下線をたどってきていると、そして臨時財政対策債の償還を削れば、相当な減額に今後はなってくるんじゃないかなというような危惧があるものですから、その辺の内容がどういうふうになっているのか、確認をいたしたいと思います。

#### ○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。



19ページの土地売却収入の件でございます。これは糸岐橋のところのスタンドですけれども、これは県の工事で行われておりますが、実際工事の内容が、事業の内容ということで、県の工事がちょっと2つの補助事業でやられているというようなことで、そこら辺の事業費の案分とか、そこら辺が何か戸惑って、うちのほうに契約の締結についてということで通知が来たのが3月8日ということで、これはちょっと県のほうの都合で、うちのほうが3月議会での補正には間に合わなかったというような事情がございます。

それと、34ページの臨時財政対策債、18年度末の現在高トータルで4,820,000千円程度ありますけれども、臨時財政対策債が18年度末で1,199,000千円です。差し引いてもらえばわかると思いますけれども。

それと、交付税関係です。ページでは15ページになるかと思いますが、18年度の交付税の中に臨時財政対策債の公債費分ということで算入されているのが、79,155千円が算入をされているということでございます。理論的な償還ということで、臨時財政対策債の18年度分の償還というの見込んで、18年度の分に需用額として算入をされております。

以上です。

#### ○6番（吉田俊章君）

先ほどの財政の中で共済の問題が出ましたけれども、そのところの確認だけしておきます。

共済金がおりましたということで、そこについては一つも異論はなかとですけども、考え方がですね、共済というのはどういうふうにされたのかなという、どういう取引が、決まりがあるのかなというのがちょっとわからなかったもので、今後のことがありますから、ちょっと聞いておきますけれども。

今の答弁では、何かそこに新しくつくって、そこがどうのこうのという話だったと思うんですよ。それが、最初の取り扱いのときに、今の形を修理、もしくはつくり直した場合はどうなんだという共済の掛け方、今のその価値がどれだけあるから、その分の半分ですよというあり方、もう1つは、新しくそこにそういうものをした場合に、それだけかかりますよという、そういうとらえ方もあると思うんですよ。

仮に、どこかの、例えば、車庫でも何でもよかですけども、そこが被害を受けたと。それに対して新しくつくったら1,000千円かかるよと仮にしたとします。そしたら、そこに被害を受けて、いや、もう車庫はつくらんでいっちょこうと、そのまましていっちょこうとした場合にも必ずその金は来るはずですよ、つくらんでも。そこら辺がどういう形になっているのかですね。

#### ○財政課長（大串君義君）

その建物とかを建てなかった場合、共済金のほうはどういうふうになるのかということでございますけれども、ちょっと今までそういう事例もございませんでしたので、ちょっとど

ういうふうになるかわかりませんが、まず実際、共済金の算定をですね、共済金を支払うわけですけども、そのときは建てたときの事業費をもとに、これだけの建物ですよということで報告をします。

ですから、その分が、被害程度がどれぐらいか、全損やったらそのまま、もし建てなくてもその分の金額ぐらいは来るというふうに思っておりますが、再建築というような考え方やなくて、実際被害に遭った金額がどれくらいかということで、今のところ共済金がおりてきているというような状況でございますし、そういう制度になっているというふうに思います。

以上です。

#### ○6番（吉田俊章君）

ですから、被害があつてすぐ被害調査があるですね。そのときにすぐに額は確定するんですね。先ほどの答弁を考えたら、ちょっとおかしかったもんで質問をしたわけですけども。はい、わかりました。

#### ○財政課長（大串君義君）

共済のほうもそこら辺が一番ネックになる場所ですけども、例えば、被害に遭うて見積書のある業者さんに高くしてもらって、実際工事は大分少なかったということで、その差額を不正に請求されたというようなこともちょっとあっているようなことで、今までは見積書でよかったわけですが、18年度からは、実際にかかった金額は幾らかというふうなことで、請求書か契約書の添付が義務づけられたというふうになっております。

以上です。

#### ○11番（岩島 好君）

今の保険の件ばつてんですね。その保険は、どこの保険ですか。会社はいろいろあります、その補償の仕方は。あなたの今の説明を聞きよれば、だいでん疑問に思うのは、例えば、被害を1,000千円がと受けて工事を600千円で仕上げたと。そうすると、300千円しか来んよという話ですもんね、今んとは。だから、その保険会社がどこなのか、どういう契約になっているのか、やっぱりその辺をびしっと説明ばしてもらんと誤解を招きますよ。

#### ○財政課長（大串君義君）

契約の相手は、全国町村会のほうの保険でございます。それで、そこら辺のいろんな疑問点等もあると思いますけれども。

ちなみに、参考ですけども、ここ近年の町のほうの掛け金と、実際金額がどれぐらいおりてきたかということ、ちょっと資料として持ち合わせておりますけれども。内容につきましてはちょっと、詳しいところは今資料も持ち合わせておりませんが、うちのほうの共済金は掛け金より大分いただいているというような状況でございます。

#### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

審議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

#### 日程第7 議案第41号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

予算書の国保ですよ、6ページ。

財産収入のところですが、説明によりますと、定期預金の解約によるものでありますという説明だったんですが、これは急に定期を解約せざるを得ない状況になったのか、それと、金額はどれぐらいの金額を解約されたのか、説明をお願いいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

当初計画で、定期預金46,000千円の0.23%というようなことで105,800円を予定しておいたわけですが、これはペイオフ関係で、農協の定期預金を国保の分の定期預金の46,000千円を入れればペイオフ関係にひっかかって、その分を解約せざるを得なかったというようなことで、会計報告が3月の補正予算後にございましたので、今回、専決処分ということで処理をいたしたところがございます。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

農協の分ということなんですが、収入役にちょっとお尋ねしたいんですが、今、金利の定

期預金の平均といったら大体どれぐらいのあれでやっておられますか。

○収入役（矢壁 稔君）

お答えいたします。

定期預金の利率は、0.35から7%です。

○3番（浜崎敏彦君）

0.35から0.7ですかね。（「0.7」と呼ぶ者あり）0.7ですね。

そうなった場合に、農協の0.23というのは、これは何年の定期預金だったんですかね。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

17年度です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○15番（田崎 誓君）

6ページの財政調整交付金の中に町立太良病院の、これ3月議会でお話があったと思うんですが、改めて再度お尋ねしますが、1,102千円、これは国庫補助金ですが、ここに上がっておるわけですが、その基金は、これは3月議会でもお伺いしたと思うんですけど、改めてここでまた出ていますので、再度お尋ねしますが、その基金は何と何でしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これはレセプト電算処理システムだけです。どういうものかという、簡単に言うと、フロッピーディスクの中にレセプト電算処理をした分を移し変えるという機器でございます。

○16番（中溝忠喜君）

3ページの、これは保険給付費が18年度で縮めの1,084,000千円というふうな状況で非常に大台に乗っておるものですから、太良町の場合の医療費はここ長い間、もうほとんど横ばい状態というか、伸びてもわずかというようなことで、県の中でも国保関係の医療費は非常に低いランクにあって、健康づくりの太良町と言ってもいいくらい自慢のイメージがあったわけですが、今回に限って、前年度が970,000千円なんですけど、ことしは、18年度は10億円を突破して1,084,000千円と大台に乗っておるものから、これが大体こういうふうになっておるといえるのか、伸びてきたというのは大体何が原因なのか。その辺の保険料の内部のそういうような確認をされたのかどうなのか。何から来ているのか。その辺がわかれば説明願いたいと思うんですが。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

3ページの保険給付費の1,084,147千円の件でございますが、平成17年度の療養給付費、

一般ですね、これについては療養費、17年度が845,352千円と、それに高額療養費が106,110千円と、それに出産、埋葬、審査手数料を加えますと970,584千円と。

それから、18年度のこれは決算見込みなんですが、療養費が大体849,005千円と、これが対17年度に対しては大体100.43%ですね。それから、高額療養費については、18年度のこれは決算見込みで89,320千円と、対前年度からすれば大体84.18%程度になると。それから、出産、埋葬、審査手数料等を入れて決算見込みとして954,295千円程度になりまして、トータルとしては対前年度に対しては98.2%になると。

決算見込みとここの予算上については若干違うわけですが、18年度の予算についてはそういうふうな見込みを立てて予算計上をいたしたところでございます。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

いや、予算見込みじゃなくして、18年度の実態がこういうふうになっておるわけですから、私はそれを言うわけですよ。16年度が約932,000千円ですよ。そして、17年度が970,000千円というような状況で、わずかな伸びの状況じゃったわけ。ところが、前年度に対して18年度が約114,000千円ばかり伸びておるわけですよ。こういうことは、長い間、私も国保関係をずうっと見てきていないもんですから、それで何が原因でこうなったのかと。健康づくりの太良町というようなことで、自慢の種になっておったというような状況でもあったんですよ。

それで、担当課長の責任じゃなかばってんが、これが上がれば、医療費が上がれば即、国保会計が赤字に転落するということが保険料がアップされるわけ。保険料がアップされれば、やっぱり住民の負担が、重い負担がツケとなってあらわれてきて、国保税の重税下に置かれてしまって、住民はもう本当、太良町は困ったもんというような嘆きの言葉が出てくるもんですから、この辺は十分、やっぱり今後の医療対策として、この辺は検証を重ねて、そして、そういった危機が来ないようにするという対策も、やはり国保に課せられたところの使命だと私は思うんですから。それで、この辺の内容を十分検討して、何がこういう結果をもたらす根幹になっているのか、そういった対策をやっぱり、18年度を一つの参考にして臨むということが行政として非常に大事な要件でもあるもんですから、それでその辺を聞いておるわけですよ。

ぜひひとつ、この点については担当課長として責任の重みを感じて臨んでいただきたいというふうに思いますので。2年前から担当課長は、国保税のアップをひとつやってもらわば私として耐え切らんというようなことを嘆いてきた男でもあったもんですから、特にこういうアップになれば、国保税の税率の改正というようなことになるというような危機感があるもんですから、その辺の決意のほどをひとつお聞かせ願いたいと思います。

#### ○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

中溝議員御指摘のとおり、医療費は平成15年、16年、17年とそれぞれ、15年が対前年比で107%、16年度が109%、それから17年度が104.2%というようなことで、対前年度の対比が年々上がってきたものですから、見込みとして1,084,147千円というようなことでしておったところでございます。議員御指摘のとおり、医療費の抑制にそれぞれ努めているところでございますけれども、なかなかその辺の長期的視野に立った読みというのですか、その辺が非常に難しいというようなこともございますが、今後ともその辺の医療費の抑制については極力抑えていきたいと、かように思っております。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

さっきは歳入でお尋ねしたわけですから、今のですね。この7ページの、これはわかるわけですよ。今度、歳出で同じく金額は1,102千円。歳出で出ておるわけですから、これはわかるんですよ。それで、交付金で入れて歳出するということはわかるわけですよ。しかし、この繰出金は、それはそれで、交付税でやるわけですから、それでいいと思うんです。

けど、今現在、新しい病院体制になされてからいろんな機器を今から入れていかれたと。その新しく入れる機器は、今から先、どういう機器があるのか。今、新しい病院体制になってからどういう機器を入れていかにやいかんのか、その辺がわかったら説明をいただきたいと、かように思います。今から先。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

今後のどういう導入計画があるかということでございますけれども、この機器の導入については、毎年各診療科のほうから、それと病棟のほうとかから、新年度予算を編成するときに要望を出してもらいます。この先、どういうのがあるかというのは、ちょっとまだ今のところは、そのときに必要な分、もう大体そろっているものですから、そのときに必要なものが、これは絶対必要だという判断した場合は出てくるということですので、今の段階ではどういふものを入れるかというのはわかりません。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第42号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第42号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。  
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第9 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第43号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。  
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第10 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第44号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

24ページに中学校の管理費がありますが、42,257千円、大体この大浦中学校の体育館については予算が通って、そして総事業費が285,800千円、そういうふうな話を聞いたと思いますが、まず、本体が幾らかかるのか、それから解体が幾らかかるのか、それから附帯工事が幾らかかるのか、管理費が幾らかかるのか、それから事務費等あると思うんですが、その内訳をまずいただきたい。内容説明、それを副町長がいいと思いますが、その中身に対して。

○議長（坂口久信君）

田崎議員、24ページには、その問題は……。

○15番（田崎 誓君）

それはわかっておる。

○議長（坂口久信君）

それなら、関連なっとん言うてくれんですか。関連てなっとん言うてくれんぎと。

○15番（田崎 誓君）

関連です。

○副町長（木下慶猛君）

当初予算のとき、皆さんに主要事業一覧表を出したと思いますけれども、その数字を申し上げたいと思いますが、よろございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

総事業費で285,800千円ですね。本体工事が244,216千円、解体費が20,865千円、附帯工事で14,919千円、管理委託料5,300千円、事務費500千円ということで報告したと思います。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

実は、この中学校の体育館については、これは大浦中学校に関連するPTAとか、あるいはそれだけ学校に通ってられる生徒、この体育館ができるというような思いで、そして、



この図面まで私たちはいただいているわけでありまして。そして、2階建てであって、下は駐車場にするというようなことで、とにかく大浦町民こそって、これを期待しておると、そういうふうに私は想定しております。

それで、大体今、副町長の答弁においては、解体が24,865千円と、これ言われたわけですが、その解体が一番先にしなければ本体はできないわけですから。だから、この解体を、これは地元の業者でされるのかどうか、あるいは藤津地区の陳情も上がっておるから、それも入れるのかどうか。この辺を町長のお考えを示していただきたいと、かように思います。町長に御答弁いただきたいと、こういうふうに思います。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

御存じのとおり、旧太良病院の解体についても町内業者で指名いたしました。今回につきましても、こういうふうな公共事業がほとんどございません、県にしろ、国にしろ、町にしろですね。だから、地元でできるものについては地元の業者ということで、今の時点では、議案等もまだ決裁も今、回っておりますけれども、私の考えとしては、地元の特A級業者というふうで考えはしております。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

今、町長が地元の業者ということでございますので、やっぱりなるだけこれは地元の業者に受注させにやいかんという気持ちを私も寄せております。そういうことで、地元で解体して、そしてやらせていただくということを強く要望しますけれども、この本体工事、今、副町長の答弁においては、大体240,000千円という本体工事がかかるというようなことですが、本体工事については、これはやっぱり地元の業者だけじゃなくて、特AとかAとか、そういうふうな階級を持っておられる方が適格じゃないかと、こう思うんです。だから、約3億円に近い金を投じてやるわけですから、その責任を十分果たしてもらうためにも、やっぱりそういうふうな考えがいいじゃないかと思いますが、この件についてはどうお考えでしょうか、町長。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

建築につきましては、御存じのとおり億単位です。だから、当然、地元業者だけではちょっと無理だろうということで、指名のエリアについてはまだ考えておりませんが、町外、当然そういうふうな指名になると思います。

**○15番（田崎 誓君）**

この日にちについて、進捗状況、この日程については、いつ解体がかかられるのか。そしてまた、解体するのに、どれくらいの日数が要するのか。そしてまた、本体工事に、解体をし

なければできないわけですから、そういうちゃんとしたその日程といいますか、考え方といいますか、そういうことはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

**○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）**

それについては、私のほうから答弁させていただきます。

まず、議員言われるように、解体をしなくては本体工事もかかれないわけでございます。ですから、これは浜崎議員の一般質問のときも答弁してありましたけれども、まず、県のほうから建築についての許可が来ないと発注できないというような状況になっております。それで、まず解体に要する日数でございますが、工期としては約50日を見込んでおります。ですから、先般、一般質問のとき教育長のほうからも答弁しておられましたけれども、何せ日にちがないものですから、認可が来ればできるだけ早い時期に発注できるような準備は整えておかなくちゃいけないというようなことで、準備は解体については大体ほぼ終えております。そういったことで、先般の答弁の中では7月ぐらいには来るだろうというふうなことでございますので、解体はその後すぐ来れば発注というふうな計画でしております。

以上です。

**○3番（浜崎敏彦君）**

14ページの心身障害者福祉総務費、扶助費の2,131千円、就労意欲促進事業費として計上されておりますが、これは説明のときに、一定の要件を満たす障害者に対して給付するという説明だったと思いますが、その一定の要件を満たす障害者に対してという、この内容をもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、次の15ページに、地域支援事業費の賃金のところと報償費で、歯科衛生士賃金ですか、それと歯科医師口腔指導報償金ですか。これは当初予算ではわからなかったのか、それとも、急にこういう費用が生じるような何か要件が出てきたのか、説明をお願いいたします。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えいたします。

まず、14ページの就労意欲促進事業費の件でございますが、ある一定の条件を満たした対象者ということで、授産施設に入所をされている方が対象となっております。

それから、15ページでございますが、当初予算では介護予防教室派遣委託料ということで584千円計上させていただいておりました。その後に、歯科衛生士については一般的には一般賃金と、それから歯科医師の指導の賃金につきましては、報償金が一般的だということなのでございましたので、今回、科目の組み替えをさせて、お願いしたところでございます。

以上でございます。

**○3番（浜崎敏彦君）**

そしたら、内容的には組み替えということですね。歯科衛生士の場合ですね。業務に関し

ては、従来の歯の検査、賃金ということはですよ。その業務の内容というのは、どういうことになっておるんですか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

これは高齢者の介護予防教室でございます。その中で、運動機能の向上とか、口腔機能の向上ということで、主に口腔機能の向上ということで、歯科衛生士の検査並びに歯科医師の口腔の指導をしていただくというようなことで、予算の計上をお願いしておりますところでございます。

以上です。

**○9番（竹下武幸君）**

11ページ、12ページのところにも載っておるんですけど、ケーブルテレビの施設は、これは全額県が持つとかいうことですが、国、県の支出金じゃなくて、その他の収入というのは、何か理由があつてなのか。

それと、16ページ、保健衛生総務費の夜間救急外来診療体制整備負担金というのが、結局、南部の医療圏で廃止するからやめるといふ、根本的に廃止する理由。あと、廃止した場合に影響がないのかどうか、お尋ねします。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

まず、12ページのケーブルテレビ施設整備事業1,437千円の工事請負費の財源内訳ですけれども、これについては、9ページをごらんいただければ、9ページの節で言えば雑入で1,437千円、公共工事物件移転補償費ということで、これは広域農道の工事に伴う電柱移転に伴うケーブルテレビの工事請負費でございます。

**○健康増進課長（江口 司君）**

お答えします。

今回の夜間救急外来診療体制の減額の499千円については、平成15年度からこの事業をやっているわけですが、19年度から県の補助金が、2分の1ですけれども、打ち切りというような形で、18年12月に武雄、杵藤、それから鹿島、藤津、嬉野も含めてですが、3市4町で、平成19年度も含めて今後継続するか、しないかというようなことで協議をしたわけですけれども、その時点で結論が出なくて、新年度予算にはとにかく計上しましょうというような形で、廃止するか、あるいは継続するかというふうなことの結論が出ないままに19年度予算に計上しておったところですが、最終的に3月の新年度予算の成立後、鹿島のほうが事務局をしておりますが、その鹿島のほうの事務局と医師会との最終的な調整ができて、19年度からは県の補助金が打ち切ったことによって、3市4町の夜間緊急外来の補助金については打ち切るという運びになったわけでございます。

それから、影響等でございますけれども、平成20年度以降、小児、それから周産期医療等々の新規事業を県が取り組むというようなことで、24時間の体制がとれないというようなことから、やむなく県も市町も廃止したというふうな経緯がございます。

以上でございます。

#### ○16番（中溝忠喜君）

さっきの12ページの総務費、15の工事請負費1,437千円、これについての答弁がございましたが、私、こういったことをなぜしなければならないのかと。と申しますのは、大体広域農道というのは、もともと大きな大規模なプロジェクト事業計画ですので、当然やっぱり路線、法線がどの方向にあって、そして、どういうふうな内容でやっていくんだという周到な計画と確認はしてやっているはずなんですよ。そしてまた、ケーブルテレビの線にしても電柱の設置にしても、当然この付近は広域農道の路線範囲内に入っているからというようなことで、ケーブルさん自身も、町としてもそういった計画を立てて臨んだはずだと思うんです。

ところが、立ててしまってから移転をしなければならないというのは、自分の懐から出すとすれば、これよりひどい負担はないわけですから、これはもう県は県民の金を出しているんですから、町の場合であれば、町民の税金を出したと一緒なんですよ。こういう理不尽なことをなぜやらなければならないのかと。私も疑問に思ってならんもんですから、その辺の因果関係と申しますか、背後関係がどういうふうな経過でこういうふうになったのか。

これは言うなら浪費ですよ。例えば、私たちに個人的に出せというならば、こういったことを出されるもんですかと、まず言うはずですよ。これがこういうふうな状態で計上されてきたと。担当課長にその責任云々じゃないわけですが、県として、これは県民の税金ですから、これをなぜこういうふうな浪費をやるのかと。最初から周到な計画と確認をしておいたならば、こういったロスはなかったんじゃないかという疑問が起こってくるもんですから、その辺の背景と因果関係について経過を説明願いたいと、そのように思います。

#### ○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

9ページの雑入の件でございますけれども、これは広域農道、今、糸岐川の橋梁の橋脚の工事をやっております。それに橋脚が1本、糸岐川よりちょっと山手のほうを向いて右側です、そこのほうに1つ工事が入ってきている関係で、そのケーブルテレビにどうしても支障があるといったことで、その分を移転してくださいというような話が出まして、それで企画のほうは、その補償費の算定に基づいて、その分をいただいて工事をしてもらおうというようなことになっているわけです。ですから、先ほど議員が言われるように、確かに調査するという話になるかと思っておりますけれども、やはりケーブルテレビの計画されて、工事していく上では、まだ詳細の橋脚がどの辺まで入って掘削くるのかということまでできておりませんので、今回、工事に当たって細部設計をしたとき、そのケーブルテレビに支障が来たと

いったことで、移転をお願いしますというふうな形での補償となっております。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

ケーブルテレビ自体は、延長を決める場合に、もともと立っていた九電柱とかN T T柱に伝架、共架をしながら、ずっと敷線をしていくわけですね。ですから、あったとにしておるわけですから、もともと何十年前からあった電柱が、今回、橋台をつくるときに邪魔になったということで、県のほうから移転をしてくれということで、それについては補償費をやりますからということで、工事費はそれで賄ってくださいということです。だから、わざわざ橋台の工事を予定しているところにケーブルテレビが自営柱を立ててしているわけではございませんので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

**○16番（中溝忠喜君）**

そしたら、そういう本体工事であるとするれば、この変更は莫大な金になりませんかというような懸念があるばってんね。やっぱり町関係じゃなくして、県関係としても広域関係で県事業としてやっているわけですから、予算の支出という面においては、そういう状況になったとするならば、相当な支出の出動になりやせんですか。大体以前からあったN T Tあたりの電柱におんぶされておるとでしょう。そういうような格好なんですか。それとも、独自のケーブルを以前に何年か前に立てておったというような、そういうあれですか、どちらですか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

基本的に、例えば、役場からその農協のガソリンスタンドに電線を張る場合、もともとあった電柱に沿って電線を張っていくわけですよ。今回、もともとあった電柱が、橋台をつくる場合に邪魔になったから、この電柱をまず九電にお願いして、移転をしてくださいと。ついでには、結局、もう張ってしまっておるから、その張りかえをお願いしますという工事費です。

**○16番（中溝忠喜君）**

内容はわかるが、それなら、具体的にその委託料の工事内容は、大体電柱の移転が何本で、どのくらいのメーター数であるのか、その辺はどういう内容になっているわけですか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

電柱の移転は3本です。あと、光ファイバーとかクロージャーとかケーブル施設工事等々でもろもろの予算がなっております。ですから、電柱1本、2本、3本ということで、移転は3本ですけども、その移転の仕方によって、今回は工事費が上がっておるということです。

**○15番（田崎 誓君）**

26ページ、この学校給食費、参考までにお尋ねしますが、1週間の給食のメニューがわか

れば教えていただきたいと。なぜかという、いろいろなテレビを見ますと、中毒とかなんとか、いろいろ起こしよる。けど、今までに太良町は給食に中毒を起こした経緯はないと、かように思います。しかし、いろいろなホテルとか旅館とか、そういうふうな施設等は中毒なんか起こして停止された、何か月の処分というようなことも起きておりますので、まずそのメニューの1週間分がわかったら教えていただきたいと思います。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

ちょっと今、メニュー表を私、ここに持っておりませんので、詳しくわかりません。メニュー表は、毎月、前々月に一応計画をしておりますので、1カ月分ですね。本当に申しわけなかとですけど、ちょっと今メニューを持っておりません。済みません。

**○15番（田崎 誓君）**

やっぱり担当をしておる課長たちは、やっぱり1週間のメニューぐらいはちゃんと勉強しておらにやいかんと思いますよ。

それで、再度お尋ねしますが、この学校給食費の今現在、滞納は何件ぐらいありますか。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

答弁いたします。

今ここに詳細な資料を持ち合わせておりませんが、平成18年度の現年分につきましては80千円ぐらいかと思っております。

**○15番（田崎 誓君）**

金額を聞いておるんじゃない。私は件数をまず聞きたい。金額は聞いていない。だから、件数にして何件あるかということをもっとお尋ねしたい。だから、金額は80千円ぐらいなら何ということないかもしれん。そう思いますよ。件数は何件ありますか。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

答弁いたします。

3件でございます。

**○3番（浜崎敏彦君）**

23ページ、防災費、ここに委託料として防災無線の再免許申請委託料447千円上がっておりますが、これは何年かに1遍の更新だと思うんですが、何年に1回になっておりますか。

それと、委託先が大体予定されるところがあれば、お願いいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

5年に1回です。

それと、業者については、当初これを施行してもらった業者に、今見積もりをとっておる

段階ですので、まだ業者名は決定しておりません。

**○3番（浜崎敏彦君）**

これは総務課長が担当ですかね。総務課長の経験と知識を見よつぎ、この再免許申請というのは、個人でもできるような形になっておると思うわけですね。ですから、九州の無線、熊本にあります、そこに尋ねていただければ、岡課長なら自分でできるんじゃないかなと。そしたら、447千円は、小さいことですが、節約につながるんじゃないかなと思うとですよ。それで、資料としてはインターネットで熊本の九州無線局の画面を出していただいて、防災無線がどれぐらいの書類を出せばいいかというのは書いてありますので、研究していただくことはできないでしょうか。今後、5年ごとにこの金額以上の金額が発生してきますが。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

できるか、できないかわかりませんが、議員御指摘のあれがありますので、私なりに勉強してみたいと思いますが、現状ではこの予算を一応計上させてもらっております。

**○16番（中溝忠喜君）**

24ページの、これは教育関係ですが、今回、教育振興費として、小学校、11節、需用費1,000千円、それから中学校に1,500千円というふうに計上をされておりますが、これはもう提案内容の説明では、奇麗な吉田さんという人の善意と真心によって寄附をしていただいたというようなことですので、もう頭が下がる思いでございますが、この内訳として、予算の計上の内容として、図書購入と、それからまた、教材備品の購入というふうになっておりますが、大体図書は何冊ぐらい、これは1,000千円で買えるのか。そしてまた、前年度も2,000千円ぐらいの寄附をしてもよろうておるものですから、それからまた、教材備品購入というのは具体的にはどういうものなのか、その点について説明願いたいと思うんですが。

**○教育委員会次長兼給食センター所長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

昨年、2,000千円いただいております。多良小学校のほうに1,000千円、多良中に1,000千円でございます。それで、昨年、多良小の図書の購入冊数は600冊ぐらいでございます。619冊でございます。それで、またことしも御厚志をいただいております、多良小学校のほう1,000千円、図書約600冊ぐらいだと思っております。中学校のほうの教材備品につきましては、学校のほうで調整を今してもらっておるところでございます。学校のほうで、一応その辺の購入計画を今つくってもらっておるところでございます。

**○11番（岩島 好君）**

まず、11ページの総務管理費の中の一般管理費の中の庁舎の改修事業の中身ですね。詳しく説明を求めます。

それから、17ページの畜産業費の中で、8番の報償費75千円とか、それから旅費の研修旅

費が241千円というのが出てきておりますが、この中身をどのようなものか、説明を求めます。

それから、18ページの委託料の1,218千円、これは補助が約2分の1あって、名木等の改修、これは説明では誓願寺のどうのという話がありましたが、そのやり方がどんなものか。それと単価的に非常に高くつくなという気がしますが、その辺の説明。

それからもう1点ですが、25ページのこれは婦人会の育成助成金の補助の件ですけれども、これは多良の婦人会がのうなったけんということだろうというふうに解釈しておりますが、当初計画で、大浦と多良との婦人会の補助金の額と、それから多良婦人会に全額補助をせんようになったのか、部分的には何か、何とか婦人会とかいう形で残っておるということ聞いていますので、それに対する助成はせんでいいのかなのか。その辺の説明を求めます。

#### ○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

11ページの工事請負費の7,140千円ですけれども、これにつきましては、当初の年次計画で来年ぐらいの予定で、庁舎ももう20年近くたちまして、この機器等についても経年劣化をしまして、部品等もないということで、来年予定しておりましたけれども、空調用機器がもう制御がきかないような状態になってきました。今、地下のほうに機器があるんですけれども、電磁流量計とかコントロールモーター等がもう消耗がして、調整がきかないと。2階のほうで集中制御をしているんですけれども、2階のほうではもうきかないと。それで、1階のほうで手動でしたりして今かかっているわけなんですけれども、温度調整とか、そういうセンサー類が故障が来ていて、今手動で、昨日も実は故障が来まして、業者の方に来てもらって夜7時ぐらいまで修理をしてもらいましたけれども、どうしても、やっぱりそれは更新をしないとできないということで、この機器の作製にも約3カ月かかるそうです、特注品だそうですので。こういうのをつくって、それから設置にも1カ月かかるということで、今回、急遽、当初ではことしは分解清掃をして、来年この機器の更新をどうだろうかと思っておりましたけれども、どうしてももたない状態になっておりましたので、今回、急遽、補正に計上させてもらっております。

以上です。

#### ○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

17ページの畜産業費の報償費75千円の内訳でございますけれども、今回計上いたしました報償費、それから旅費、需用費、使用料及び賃借料につきましては、先日、J R 振興策の中でお話いたしました、肉用牛繁殖ステーションの整備に係る事業をJ R 振興策のほうで20年度からということに向けて計画いたしておりますということで説明いたしましたが、その前の段階であります、大体どのような計画を立てていくのか。その辺のまず地元での各団体、



あるいは各部会、その辺の方たちに対しまして、太良町肉用牛振興検討委員会というのを立ち上げております。その中で先進地を視察したり、あるいは講師謝金でございますけれども、キャトルステーションにつきましては、壱岐農協のほうが先進地でございます、その関係者の方に旅費込みということで75千円で、もちろん、こちらからも勉強しに視察に行くことも計画しております。ただし、行けない方もおられるだろうし、家族の方は当然聞かれないだろうしということで、向こうからも来ていただいて、そういうお話をさせていただくということで計画したもろもろの計画を策定するためのソフト事業ということで、計画策定費ということで御理解願いたいと思います。

続きまして、誓願寺の名木の件でございますけれども、これにつきましては、樹木医という方がおられますので、その方に依頼するわけですが、まず中身でございますけれども、緑化流通センターという果樹の専門のところがありますので、そこの方に見ていただいて、空洞化になっておったり枯れたりしておりますので、いろいろ大枝、幹あたりの整理、それから空洞化したあたりの治療、それから、もちろん治療の中には肥料とかなんとか、いろいろ要ります。それから、樹木医という方に対する日当とか、それをすべて含んだところで計上いたしております。

以上です。

#### ○公民館長（寺田恵子君）

25ページの地域婦人会の補助金の減額の関係でございますけれども、当初、総枠で598千円、大浦婦人会が328千円、多良婦人会が270千円ということで当初予算を計上いたしておりました。今回、先ほど言われましたように、多良婦人会の解散に伴った補正減でございます。これは270千円全額を減額いたしております。更正保護婦人会という全国組織にある婦人会をそのまま残して活動をなさっていらっしゃいますけれども、それに対する補助というのは、今のところ要望もあっておりませんし、その予算計上はしないということでしております。

以上です。

#### ○11番（岩島 好君）

今の婦人会の件ですが、全額ということは、270千円組んでおって270千円ばっと切ってしまうぎね。何とか婦人会とって、何人かが組織をつくって、何かをやりよんさっわけやろう。それには全然補助はせんということ。要望のなかけん、せんということですか。それはどうかなと私は思うけんね。例えば、270千円のうち200千円ぐらひはして、70千円じゃい幾らじゃいやるよというなら話はわかるけれども、なかなか、そぎゃんことばっかりしよれば、大浦の婦人会だって、いつどぎゃんなるかわからんですよ。

私の考え方は、婦人会に、今、大浦が327千円、それはもちろんやろうけれども、これで少なかけんどうじゃこうじゃ言いよれば、結局、今までの補助のあり方が、1割カット、1割カットとか言うてばっかりきよるけん、補助金もなか、我がどんが出して何でんせんばな

んということから、婦人会は嫌だ嫌だとなってきたのに、今回も多良に270千円組んでおいて、270千円全部やらんよて。やっぱり、そこに、全体の婦人会の組織は解散したにしても、何とか婦人会というのがあるんじゃないかなですか。それなんかやっぱり幾らか助成をするような心がなし、よかですかね。婦人会でん何でん、だんだんうっかんげてしまいますよ。その辺どがん思いますか、上司の方の意見も聞きたい。

**○町長（岩島正昭君）**

この婦人会の活動もいろいろございまして、更正保護婦人会というのは、どういうふうな仕事、内容的に今までの婦人会と更正保護婦人会のボランティアの内容がどういうふうな内容か、まずそこら付近を検討してみたいと思います。内容的にですね。

それと、これは更正保護婦人会にやって、これは20名さんぐらいおいでになるということで、各地区にも女性部とか、いろいろ地区で活動をなさっておる、あるいは区長さんたちから頼まれて町民体育大会にも出ておるといふような状況もありますから、そこら付近の兼ね合いがあるということで、もう少し内容的に検討させてください。

**○15番（田崎 誓君）**

23ページの消防施設費、これが町長の提案理由説明の中で4,877千円とありますが、その中で栄町地区の防火水槽並びに改修費と、それから、里地区の消防格納庫並びに詰め所の改修費というような説明をいただいておりますが、この内訳ですね。両方で4,877千円ですから、その両施設の内訳はどういうふうになっていますか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回は、里地区が2カ所、栄町地区が2カ所ですけれども、里地区の消防の格納庫及び詰め所ですけれども、そちらのほうの補助で90%の補助で1,442千円、それと里地区の防火水槽の改修補助ですけれども、1,625千円、それと栄町地区の防火水槽の、こちらもふたをかぶせるわけですけれども、1,636千円、それともう1つが防火水槽のフェンス改修ということで、174千円ということになっております。

**○15番（田崎 誓君）**

以上でわかりましたが、実は、これはたびたび議会について質問をしておるわけですが、大体、太良町の消防団においては非常にまじめに勤勉で、よくやっていただいたと、かように私は思います。

それで、消防については、どうこう言いたくないわけですが、3月の議会においても、この消防団の、もうちょっと統合をすべきじゃないかと、小さい地域はやっぱり統合すべきじゃないかということやをずっと議会たびに言うてきておるわけです。この辺で何とかやっぱり消防団の統合というものを、消防団長とよく話し合いの上でしなければ、こういうふうな施設費がずうっと重なってくるわけですよ。この今の太良町の情勢の厳しい、財政の厳しい折

柄に、やっぱりこういうことを言うことが議会であって、これをいつまでたっても放置しておるといことはいかなものかと。だから、漁業組合も合併をし、いろんな統合をしてきよる今日でございますので、やっぱり小さい地域の5人か6人かおる、例えば、失礼ですけど、牟田地区とかなんとか、そういうような地区の統合はすべきじゃないかと。何回でも言うようですが、それでも絶対できないならば、この地域の統合も必要じゃないかと。もうその消防団が絶対統合できないならば、絶対聞いていただければ、やっぱり地域の統合を今から先は考えていかないと、こういうふうな施設費がずっと重なってくる。それが太良町の今後における一番、私は対策じゃないかという気がします。

そこで、今後において、やっぱりそういうふうな財政の縮小をするためには、そういうことをしていかなばできない。私も行財政改革委員の一人として、そういうことをずっと言い続けてきておるわけですから、その辺を今後、本当に真剣になって取り組むべきじゃないかと思いますが、これはどういうふうにお考えでしょうか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回、一般質問で竹下議員からも出ましたし、いろいろな議会とか決算委員会等でも出ております。一般質問のときにもお答えしましたとおり、今、消防団の統合、部の統合についても話し合っております。そういうふうに関係区とかにもいろいろ協議をしながら、今やっておりますので、もう少し私たちも推移を見ながら、私たちも中に入ってしておりますので、できるだけ早い段階での結論を出していきたいと思っております。

**○15番（田崎 誓君）**

きのうの晩、4時ごろだったと思います。その火事の放送が野上にあったということを知っていますが、私、聞いて目が覚めたわけですが、何て言うたのか、非常に聞き苦しい。あの太良町の放送を、あれは恐らく杵藤地区から放送したものと、かように思います。それで、非常にわかりにくい。だから、ああいうふうなわかりにくいときは、すぐ対応をして、町からの再放送といいますか、そういうことをしなければ、何て言ったのか、かんで言ったのか、さっぱりわからん。恐らく、聞き苦しかったという人がいっぱいおりますよ。だから、そういうのは対応策というか、あら、今の聞いておっておかしかったなというときは、早速、町のほうでその対策を練っていただきたい。これはどういうふうに思いますか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

昨日の朝4時半近くの火災だったと思いますけれども、そのときも雨も降っておりましたし、なかなか聞こえにくかったという声も聞きました。それで、場所も特定がなかなかしにくかったというふうな話も聞いております。私も現場におりましたので、内容はわかっております。それで、その後についても消防本部にもまたお願いをいたしましたし、私も消防本部が

放送する場合は目標点というのを持っております。今、町内で311カ所ぐらいありますけれども、そこら辺のまた再見直しもしてもらいたいと思っております。

今、消防本部についても、各市町から防災無線について、いろいろ御意見が向こうにも行っております。私たちも当然しておりますので、逐次そういうふうに、できるだけわかりやすいような方法をとってもらいたいと要望しておりますので、今後もそういうふうに働きかけをしていきたいと思っております。

**○町長（岩島正昭君）**

今、田崎議員の御質問の件につきましては、私も広域の杵藤地区消防の中で、その件については申し述べております。太良地区の直長性と鹿島、白石平野の平たん部とは全然違うと。というのは、太良の場合は、何々地点の北東とか北西何キロと言っても目標地が定まらなげ、もう縦道だけで、横道がないと。だから、目標点はわからなくて近くに行って、また下に下って行かんばとぞというふうなことで、初期消火もできないということで、そこら辺については、私のほうも意見を述べております。今後、その辺を全体的に検討するという答弁をもらっておりますから。

**○9番（竹下武幸君）**

今の件ですけど、私は、三百何カ所の拠点から、やっぱり東北東の何メートルだというのは、確かにわからなくてですね。それで、結局、それが済んだ時点で、町でもう一回、町内に放送できないかということですね。そうせんと、やっぱり消防も出るときは準備して出ますから、その間に再放送といいますか、もっとわかりやすい言葉でというか、地域的に合うようなことができないのか、研究をしてもらいたいと思っておりますが、どうですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

最終的には、現地に行って、現地の場所を確認してからじゃないと放送できませんので、そこら辺についても広域の消防でも十分認識をされております。どういうふうが一番いいかということで、今私たちも検討している状況ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

**○9番（竹下武幸君）**

そしたら、今の例えば、どこどこの火事だという伝達は、町の当直には全然来ないということですか。結局、今までは全く当直の人はいろいろわからなくなり、そのまま放送をしようとして、スムーズに行きよったと思うわけですね。逆に今、広域の中で、図面の中でコンパス広げて何メートルだってという時点で、はっきり言うて、この間のパチンコ屋というのも、余り聞き取れないような状態の中で、何かもう少しその辺の対応はスムーズにできんのかなと思うとですね。なるべくなら、そういうところも研究してもらいたいと思います。

それから、23ページの消防団の退職報償金と功労金ですけど、ことし退職者が29名という

ような中で、功労金も29名、全員適合されておりますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

全員一緒です。29名です。

○9番（竹下武幸君）

昨年は、たしか係長から聞いた範囲内では、全員じゃなかったと。というのが、前の私も質問したことあるんですけど、結局、出席率だ何だといっても考慮してくださいというようなことを。細部にわたっては、もうお任せでいいですけど、それは総務課の中の基準はつくってあるなら、基準に29名全部合格ということですね。それでいいですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私たちもそういうふうな話を聞いておりましたので、それを基準として適正に処理をしていきたいと思っております。

○11番（岩島 好君）

1つは、今度、共済金の率が改正になったという話がありましたが、その中身がどのように変わったのかをちょっと説明してください。

それからもう1点は、今の消防の件ですけれども、太良町はこういう退職者に対しては非常に御苦労さんという、大きな金額を単独でも百十何万円ということで出しよるわけですけども、私もずっと消防の件を言うてきましたが、入退団式に、退職される人が、何十年ときばって卒業する者の来んと、何割かしか。あれじゃ、私はどうかなと思うんですよ。これだけの御苦労さんという表彰をしながら、表彰金もやりながら、やっぱり卒業式ぐらいは全員参加をしてもらうような指導をせんと、入退団式に来て、せつかく御苦労さんと言えん体制になるわけですね。その辺はやっぱりもう少し消防のほうの幹部さんたちも指導をしながら、やっぱり長年きばって来たならば、卒業式に来て、いっちょ交付するぐらいの気持ちに、ひとつ御指導を願いたい。これは答弁要りません。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

共済の単価の違いですけれども、これは短期共済、長期共済、それと事務費、それがそれぞれ違っております。仮に言えば、共済の中でも介護保険とか、介護保険の掛け金が今までが4.32だったのが4.36とか、負担金が4.36が4.32、公的負担金が0.22とか、十何項目あります。それで、それぞれが全部積み上げたところでボーナスとか、通常の給与ベースに合わせたところで今回、共済を負担金を変更させていただいております。

○11番（岩島 好君）

平均的に何%上がったわけ。それはわかりますか、平均では。——わからん。わからんな

ら、よか。

**○8番（末次利男君）**

18ページ、先ほど質問があっておりました林業振興費の、いわゆる樹木回復に対する委託料ですね。これは、今回は誓願寺境内の樹齢300年のムクロジの樹勢回復ということで提案理由の説明をいただきましたけれども、町内に、この名木・古木がどれくらいあるのか。

それと、この名木・古木という、その基準ですね。ここらはどこらにあるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

古木につきましては、町内にたくさん多分あると思いますけれども、ただ、ここで言います名木・古木百選の中に入っております名木・古木については、栄町の茶の木、大魚神社になっております。その2本です。誓願寺の1本と栄町の1本ということです。

**○8番（末次利男君）**

その百選というのは、町内百選ですか、県内百選、国の百選ですか。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

県内でございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

今の件ですが、これは私、1本の木に1,218千円も計上して、これは樹勢の回復を図るといようなことですので、これはさすがは名木の重みというかね、これは名木の真価というものを改めて感じているところですが、大体答弁の中では、これは県の管理センターの専門家の人の積算の結果によって、こういうような予算計上をしたというようなくだりでしたが、これについては、だれの気づきでこういうような動機になったのか。これは普通の人にはちょっとわからんわけですが、そういった監視人がおるわけですか。その辺の感触が私たちにはわからんもんですから、その経過内容について、若干説明願いたいと思うんですが。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えいたします。

これにつきましては、町のほうに4月の時点で誓願寺のほうから要望書というような形で、いわゆる陳情書というような形でございますね。そういうことで住職さん以下、役職の方から、ちょっと読んでみますけれども、樹齢300年、樹高22メートルのムクロジが登録されておりますけれども、空洞化したり危険になっているということで、それで先ほど申しました県の緑化センターのほうに診断を依頼して、予算の見積もりをとって、最終的には何カ所か見積もりをとって、少しは安くなるかと思えますけど、基準がそういうことで、先ほどの監視人ではなくして、申し出があったということでございます。

### ○16番（中溝忠喜君）

そしたら、何ですか、この財源内容を見てみますと、大体50、50になっておるようですが、これは県のほうの指定として、名木に対する補助対策はこういうふうにあるんだというような内容になっておるんですか。佐賀百選の名木に指定されて、非常に補助率が低いような感じがしてならんわけですが、その辺の考え方がどうなっているのか。

それからもう1点は、私はこの関連として、これは名木・古木という観点じゃなくして、これは抜きにして申し上げたいわけですが、今、京都議定書が申しますように、地球環境が非常に悪化して、もうこれ以上これが進行するなら、もう人間もミイラに何百年後にはなってしまうはせんかというような地球環境の問題が今大きく危機感が盛り上がってきておるわけですが、この影響で、私は海岸におるもんですから、波瀬ノ浦も大体今まで、八朔潮の一番峠で、大体堤防からどのくらいが限度だというような水域があったわけですが、それがもう既にオーバーして、一面町道に上がってくるというような水位の上位があります。水位の上位があると同時に、干満の差があるわけですから、波瀬ノ浦の大橋のあの岬から、以前は1キロぐらいは沖に干潟が見えておったわけですが、ところが、これが全然、岬を潮が引かないわけですよ。水位が上がると同時に、干潟がもう非常に減ってきたというような現象が起こっていると。

これはもう私は海岸で長年、20年間の海の生活をしておるもんですから、十分経験しておるわけですが、そういうような症状が出てきているわけですから、やっぱり水位の上がるのは間違いないわけで、これからは夏の盛りは40度になることは間違いないというような状況になっておるもんですから、ここで考えていかなければならないのは、多良のここの健康広場ですか、それから道越のグラウンド、こういったところにもっと木を植えて、そして、夏の炎天下にも太良町の子供たち、あるいは若者が木陰を楽しみながら、ここでスポーツをしたり、そしてまたグラウンドの遊びができるような、そういう喜んで楽しくできるような、やっぱり樹木の方向づけをすべきじゃなかろうかと。もっと憩いの場になるような。そういうようなことが今後の夏場は40度から上がってくるんだというような現実を迎えるからには、やっぱり将来の太良町のためにも、私たちの役割として、常に緑したたる樹木を今植えておくことが将来のためになるんじゃないかというような考えがあるもんですから、ぜひこれは実現してもらいたいというふうに思いますが、ここの広場あたりは特にですよ。

それから、今、高校総体のあみづくりとして、ここに鉄骨が建てられておりますが、ああいったところにも緑したたる樹木を植えて、憩いの木陰をつくるということは、今後の対策として大事じゃなかろうかというふうに思うものですから、その点についての町長の決意のほども聞かせていただきたいと、そのように思います。

### ○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、前段の中溝議員の潮高については、これは昨年17年度の調査で、有明海沿岸の調査の中で、当初の潮高よりは40センチ水位が上がっておるといふようなデータが出ています。工事も、皆さん御存じのとおり、しおさい館裏につきましては、今のパラペットの堤防を40センチ上げて消波対策をやっておるといふような状況です。だから、今後もこの海岸沿いについては、年次計画で国がどういふような補助をやるか、あるいは国土交通省等が道路敷の堤防は、どうせ将来的には上げていかんばけんとですけれども、予算的に云々ということで、そこら付近を大変苦慮している状況でございます。

後段の植栽につきましては、皆さんたちも御存じとおり、メタセコイヤが植わっております。あれは落葉樹でノリの被害があるということで、全部今のところ伐採をいたしております。今後、確かにそういうふうな夏場が異常気象で、晴天が続くということのおそれもありますから、まず落葉樹じゃない常緑樹ですね、それを合い中を余り狭めんで、ぽつぽつぐらいの日陰になるくらい、そういうふうな感じで植栽の検討をしてみたいと思います。道越環境にしろ、役場庁舎裏にしろですね。樹木の選定については、ちょっと今から検討させていただきます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第45号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第12 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第46号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

3ページ、この手数料の件ですけれども、これは3月議会で若干話が出たと思うんですが、水質検査の手数料ですね。これは3月で補正もされていますし、今回、早急に、当初予算のときに、入札減等についてのあれがわからんけん、当初組んでおりますよという話だったから、当然これが出てくるものと思っておって、今回、420千円、それから、さっきのことで言いますと、水道のほうでも落としてあります。大体これからいきますと、18年度の手数料とさほど変わらんと。これは最初は調べる前は、何でこんなに減るのかなと思ひよったですけれども、18年度の決算から考えていきますと、大体変わらんぐらいだ。だから、19年度の予算をつくるときには、これだけの入札減のことは考えんで予算はつくってあったんだというふうに思いますので、特にこの検査手数料はなるだけ安くできるものは安くするように努力をしてもらおうということで、ひとつ今後もしていただきたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第46号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の

方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第47号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第14 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第48号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。議案第48号につきましては、議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

議案第48号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第49号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りします。議案第49号につきましては、議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

議案第49号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第16 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 意見書第1号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第1号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書は原案どおり可決されました。

#### 日程第17 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 意見書第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、意見書は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。各常任委員会の調査、研修をより一層促進するため、総務常任委員会には庶務、財務、税務、厚生、文教に関する事項、建設常任委員会には土木、建設、水道に関する事項、経済常任委員会には農林、水産、商工、観光に関する事項について、おのおの常任委員会は調査研修を行い、町民の負託にこたえられるよう付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、各常任委員会にそれぞれ調査、研修を付託することに決定いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

会議を閉じるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、私どもの任期最後の定例会であり、特に緊急の案件がない限り、議会が招集されることはないと思います。光陰矢のごとしとはよく言われますが、時の流れはまことに早いもので、もう今期4カ年が終わろうとしております。この間、議員の皆様方の御協力に対し、心からお礼を申し上げますとともに、町民福祉の向上と町の発展のために注がれた皆様方の御尽力に深く敬意を表する次第です。

顧みますと、この4年間のうちには、いろいろと困難な諸事情もありましたが、町議会の皆様方の絶大なる御協力によりまして、町政の順調な発展を見ましたことは、まことに御同慶の至りでございます。

また、執行部の皆様は、お互いに激論を闘わせ、審議の中断も1度や2度ならず混乱したこともありましたが、これも1万町民の福祉と太良町の振興発展を願う一念からでありまして、その点、御了解願っておきたいと存じます。

なお、私事で恐縮ですが、議員各位におかれましては、任期途中からではありましたが、まことに至らない私が議長として役目を果たすことができましたのも、本当に皆様方からの心からなる御指導、御協力のたまものと、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、次期選挙が目前に迫っておりますが、今期をもって勇退し、後進に道を譲られる議員もあられるようですが、どうか健康には十分注意され、太良町議会と行政の発展に御指導、御協力のほどを切に申し上げます。また、再立候補される議員の皆様方には、太良町を愛する情熱の上に立たれまして、そろって再び元気でこの議場において相まみえられることを祈念をいたします。

終わりに、皆様方の一層の御自愛と御健闘をお祈り申し上げ、私のあいさつといたします。

これをもちまして平成19年第2回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午後2時33分 閉会**

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 竹 下 武 幸

署名議員 田 口 靖